

公 示 送 達 書

香取市公告第 44号

公 告

別紙の者に係る、過誤納金還付(充当)通知書等を送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため、地方税法第20条の2及び香取市税条例第18条の規定により公示送達します。

なお、この書類は市長が保管していますから、該当者は交付の請求をしてください。

令和8年5月22日

香取市長 伊 藤 友 則



(注)この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなされます。

